
[ご寄稿]

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の東京設置 —監査の質の向上に向けて—

金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部長 兼 証券取引等監視委員会事務局長

佐々木 清隆

本年4月に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の常設事務局が東京に開設される。金融分野の国際機関は欧米に本部を置くものが多いなかにあって、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。

本稿では、IFIARの概要とその活動および我が国に常設事務局を設置することが決定するに至った経緯を改めて解説するとともに、IFIARの常設事務局が我が国に設置されることの意義について述べたい。

1. IFIARの概要と取組み

経済の健全な発展を確保するためには、広く投資家が参加する資本市場の公正性への信頼、なかでも上場企業の開示に対する信頼の確保にとって、質の高い監査が必要不可欠であるということは、国際的に一致した認識であるといえる。2000年代初頭、エンロン等による大規模な不正会計事件を契機として、各国では開示に対する信頼を確保するため、独立の監査監督当局の設立が進められた。米国において、サーベンス・オクスリー法に基づき米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）が2002年に設立されたのに続き、カナダ公共会計責任委員会（CPAB）（2003年）、フランス会計監査役高等評議会（H3C）（2003年）、英国財務報告評議会（FRC）（2004年）が設立され、我が国においても2004年に公認会計士・監査審査会が創設されている。

IFIARは、こうした監査監督当局の設立が相次ぐなか、各国の監査監督当局により構成される国際機

関として2006年に設立された。現在、52ヶ国・地域の監査監督当局が加盟しており、金融庁及び公認会計士・監査審査会はIFIAR創設時からの加盟当局として、2007年の第1回IFIAR本会合を東京で開催するなど、当初からIFIARの活動に積極的に関与している。

IFIARは、公益に資するとともに投資家保護の向上をめざして、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、監査監督当局による規制活動についての協調や一貫性を促すことを目的として、様々な取組みを進めている。

そのようなIFIARによる活動の具体的な例をいくつか紹介したい。

加盟当局間の協力および知見の共有に係る取組みとしては、2012年以降、毎年、加盟当局が実施した検査結果について調査を実施し、結果を公表しているほか、2015年には多国間情報交換枠組み（Multilateral Memorandum of Understanding : MMOU）を策定している。MMOUはIFIARに加盟する監査監督当局が、監査に対する様々な規制活動を行うにあたって必要となる情報を、その必要に応じて共有することを促進する目的で策定されたものである。現在、各加盟当局においてMMOU参加に向けた取組みが進められており、参加の申請があった当局から順次、加盟当局相互の審査が行われている。第一陣は来年4月の本会合（東京開催）において参加の調印がなされる見込みである。

また、監査業界の動向に関する知見の蓄積および

共有に係る取組みとしては、2015年に、監査業界のビジネスモデルのトレンドを調査・分析したリポート（Current Trends in Audit Industry）を作成し公表している。当該リポートにおいては、監査法人の収益に占めるアドバイザリー業務の拡大が、監査業務に充てるリソースの低下や企業との関係の変化を通じて監査の質に影響を与えるおそれがあることや、ビッグデータやデータ・アナリティックの進展が監査業務のあり方に変化をもたらし、必要とされるスキル、人材育成のあり方、監査基準等、広汎な影響を及ぼす可能性等について指摘している。さらに、グローバルな監査の質の向上にとって重要な当事者である6大監査法人ネットワークとの対話も継続的に実施している。

加えて、監査監督当局や監査法人のみならず、監査の質に利害関係を有している他の主体との対話についても重要視しており、投資家やグローバル企業の監査委員会との対話も継続的に行っている。こうした他の主体とのより積極的な対話を進める観点から、2016年4月には、外部有識者からなるアドバイザリー・グループを立ち上げたところである。

他方、公認会計士・監査法人に対する当局検査のあり方についても議論が行われている。従前は、公認会計士または監査法人による監査が、監査基準に則って適正に行われたものであるかを検証することが当局検査の中心であったが、現在はそれだけにとどまらず、問題がなぜ発生するに至ったのか、その「根本原因」（Root-Cause）に焦点を当てた検査の実施について議論の重点が置かれてきている。前述のMMOUや監査業界のトレンドに関する分析といった取組みも、「根本原因」を適切に把握し、問題点の改善を促す監査監督当局の取組みにとって有益な情報を提供するものである。

2. 常設事務局設立の背景

前述のとおり、IFIARは、2006年に設立された発

足10年という比較的若い国際機関であるが、経済のグローバル化の急速な進展に伴う多国籍企業の監査や監査法人の国際的なネットワーク化といった監査業務自体の国際化を背景として、国際的に一貫性をもった監査の質の向上がより重要性を増すとともに、各国の監査監督当局による協調の必要性も拡大しており、監査監督当局による国際機関であるIFIARにとって対処すべき課題は増加の一途をたどっている。また、金融危機後において監査監督の重要性がより強く認識されるなかで、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督国際機構（IOSCO）をはじめとする他の金融分野の国際機関との関係強化といった新たな課題への対応も必要となっている。加えて、加盟当局数も、設立当初の18ヶ国・地域から52ヶ国・地域へと10年で約3倍に増加している。

これに対し、IFIARの事務局機能は、これまで2年を任期とする議長および副議長の出身母体である加盟当局が持ち回りで担ってきていた。また、目的に応じてIFIARに設置された6つのワーキンググループ（WG）においても、常勤の事務局スタッフがないため、WG議長やそのスタッフのマンパワーに依存している状態にあった。このため、IFIARが一貫性をもって継続的に活動し、専門的な知見を蓄積して国際機関としての充実を図る観点から、事務局機能の強化が課題として認識されるようになった。このような認識のもと、IFIAR内で検討を重ねた結果、2014年に常設事務局設立の方針が決定されるに至った。また、併せて、代表理事会の設立と常設事務局設立を前提としたメンバー会費構造の見直しというガバナンス構造の改革を行うことも決定された。

3. 常設事務局の東京誘致

金融庁および公認会計士・監査審査会においては、IFIARが監査監督に関する国際機関としてグローバ

ルな監査の質の向上に向けた議論をリードしていくためには、IFIAR自身の体制充実を図っていく必要があるとの観点から、IFIARにおける常設事務局設立の方針を支持し、2015年1月には、常設事務局の東京誘致を目指してホスト国として立候補を表明した。

金融庁および公認会計士・監査審査会がIFIAR常設事務局の東京誘致に立候補したのは、我が国としてもグローバルな監査の質の向上により一層貢献していくことが重要であるとの考えに加え、IFIARが我が国を拠点として監査の質の向上に向けた取り組みを進めるこことによって、我が国の国際的な地位の向上や東京の国際金融センターとしての地位向上にも資することになると考えたためである。また、IFIARが我が国を拠点に活動するということは、我が国の企業や会計監査分野の専門家等、質の高い監査の実施に利害関係を有する国内の様々な主体（ステークホルダー）にとって、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論や取組みに触れる機会が増えることにつながる。そのような機会の増加は、我が国における監査の質の向上にとっても非常に有意義なものとなることが考えられたことも、立候補を表明した要因のひとつである。

立候補に当たって、アジアに位置する我が国の立地はメリットでありデメリットでもあった。IFIARの地域別の構成をみると、52ヶ国・地域のうち、欧州が31と6割を占めている。対してアジア地域は10ヶ国・地域と2割弱を占めるに過ぎない。しかしながら、IFIARがグローバルな監査の質の向上を目的とした国際機関として更に活動を充実させるためには、欧州以外の地域からも監査監督当局の加盟増加が必須である。IFIAR自身もその必要性を認識しており、未加盟国に対するアウトリーチ活動が課題となっている。我が国の立地はアジア各国からのアクセスに優れており、引き続き高い経済成長の可能性を秘めたアジア地域における未加盟国へのアウトリーチに最適である。また、東京の充実した都市イン

フラに支えられた生活のしやすさや、治安の良さ、先進国にあっては比較的低い物価水準といった点も利点として挙げられる。

誘致活動を行うにあたっては、これらの点を様々な機会・ルートを通じてアピールするとともに、2015年3月には公認会計士・監査審査会の設立10周年を記念した国際カンファレンスを開催し、東京がIFIARの立地にふさわしい都市であることを実際に確認していただく機会も設定した。このカンファレンスでは、監査監督当局、証券監督当局、国際機関、監査法人、投資家を交え「監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて～」と題したパネル・ディスカッションを開催し、25ヶ国から約200名にご参加いただいたところである。

また、誘致活動は金融庁および公認会計士・監査審査会のみならず、官邸や外務省の全面的な協力のもと、様々な外交チャネルを通じて、まさに政府一丸となって行われた。加えて、金融先物取引業協会を中心とする金融資本市場関係団体や、監査関係団体、民間経済団体等、様々な団体からIFIAR常設事務局の東京誘致を支持する声明を多数頂いた。

上記のような取組みの結果、最終的に2016年4月のIFIARロンドン本会合において、常設事務局を東京に設立することが決定された。本年4月に予定される事務局の開設により、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。なお、既存の金融関係国際機関の場合、国際通貨基金（IMF）や世界銀行は米国に本部を置いているほか、金融安定理事会（FSB）及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）はスイス、証券監督者国際機構（IOSCO）はスペイン、国際会計基準審議会（IASB）を傘下に置くIFRS財団は英国と、欧米に本部を置く例が多い。こうしたなかにあって、IFIAR常設事務局の誘致が成功に至ったのは、政府による誘致活動のみならず、民間を含む我が国全体として監査の質の向上に向けたIFIARの役割を積極的に評価し、我が国に常設事務局を置く初の国際機関として位置づけられた結果である。

務局を設置することを歓迎する姿勢を示すことができたことも大きな要因となったと考えている。

4. 常設事務局の東京設立の意義と今後の展望

IFIARにおいては、目下、来年4月のIFIAR常設事務局開設に向けた準備が進められている。金融庁においても、IFIARと緊密に連携しつつ、IFIARにおける準備作業のサポートを行っているところである。政府全体としても、IFIAR常設事務局の東京設置とその後の円滑な運営は重要な関心事であり、「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）においては「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局を設置することが決定したIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う」との記載がなされている。

しかしながら、IFIAR常設事務局の東京設置を我が国にとって真に意味のあるものとするためには、政府がIFIARの活動に対する支援を行うだけでは十分ではない。我が国における監査に関連する様々なステークホルダーが、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論に対する認識を深め、それぞれの立場で監査の質の向上に向けて取り組むことが必要である。

このための取組みとして、金融庁では、様々なステークホルダーを代表する団体に呼び掛けて、我が国におけるIFIARの活動をサポートすること等を目的としたネットワークの構築を図ることとした。このネットワークの構築は「平成28事務年度金融行政方針」（2016年10月21日公表）において「我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポート及びIFIAR要人等との意見交換を通じた、我が国における監査の品質に関する意識向上のため、国内の関係団体によるネットワークの構築を図る」旨記載していたもの

であり、2016年12月に「日本IFIARネットワーク」として立ち上げ、第1回総会を開催した。第1回総会では、監査関係団体や民間経済団体等20団体に加え、東京都にオブザーバーとして参加いただき、IFIAR事務局開設に向けた状況の説明や、IFIARと投資家や企業の監査委員会等ステークホルダーとの対話の状況について有識者よりヒアリングを実施した。

今後は、IFIAR常設事務局の東京設置に伴う関連会合の東京開催などで、監査監督当局者や監査法人その他監査に関連する世界中の材が日本へと訪れる機会が増えることが期待される。こうした機会を捉えて、監査に関する国内の様々な団体や専門家がIFIARと建設的なコミュニケーション関係を築くことができれば、IFIARにとって有益であるだけでなく、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深めることにより、我が国における監査の質の更なる向上にも資すると考える。

こうした監査に関連するステークホルダーと対話は、前述のアドバイザリー・グループの立ち上げにも見られるように、IFIARにおいても重要視されており、ネットワークの構築はIFIARと国内のステークホルダーの双方にとってWIN-WINの関係構築につながる可能性を持っている。

2017年4月には常設事務局設立とともにIFIAR本会合が東京で開催される。これを契機に、東京の国際金融センターとしての地位向上とともに、国内の様々な主体における監査に対する意識の向上、監査の質の向上に向けた取組みの一層の進展を期待している。また、金融庁としてもIFIARのホスト当局として、グローバルな監査品質の向上により積極的に貢献してまいりたい。

佐々木 清隆（ささき きよたか）

1983年3月東京大学法学院卒。1993年経済協力開発機構（OECD）、1998年金融監督検査部、2002年国際通貨基金（IMF）、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長、2007年同総務課長、2010年金融庁検査局総務課長、2011年同総務企画局審議官（検査局担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長、2015年証券取引等監視委員会事務局長、2016現職。

